

## 中間財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成19年9月期末 (平成19年9月30日)	平成20年9月期末 (平成20年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金	25,984	42,496
コールローン	26,400	-
商品有価証券	681	640
金銭の信託	1,480	1,145
有価証券	158,872	164,133
貸出金	687,691	663,270
外国為替	1,738	2,036
その他資産	5,025	4,415
有形固定資産	17,845	17,412
無形固定資産	337	1,621
繰延税金資産	9,239	7,171
支払承諾見返	5,848	5,181
貸倒引当金	△ 21,325	△ 25,151
資産の部合計	919,821	884,374
(負債の部)		
預金	848,627	823,964
譲渡性預金	4,000	5,550
借入金	1,712	1,484
外国為替	0	0
社債	4,300	4,300
その他負債	3,149	3,975
未払法人税等		50
リース債務		51
その他の負債		3,873
賞与引当金	581	249
退職給付引当金	5,247	5,157
役員退職慰労引当金	370	-
預金払戻損失引当金	160	176
再評価に係る繰延税金負債	2,970	2,850
支払承諾	5,848	5,181
負債の部合計	876,969	852,890
(純資産の部)		
資本金	12,044	12,044
資本剰余金	9,251	9,251
資本準備金	9,251	9,251
利益剰余金	20,025	12,156
利益準備金	2,560	2,662
その他利益剰余金	17,464	9,493
圧縮記帳積立金	203	203
特別償却準備金	1	-
退職積立金	354	-
別途積立金	16,254	9,254
繰越利益剰余金	650	36
自己株式	△ 59	△ 226
株主資本合計	41,261	33,224
その他有価証券評価差額金	△ 2,147	△ 5,362
繰延ヘッジ損失	△ 0	0
土地再評価差額金	3,738	3,609
評価・換算差額等合計	1,591	△ 1,752
新株予約権	-	12
純資産の部合計	42,852	31,484
負債及び純資産の部合計	919,821	884,374

(注) 平成20年9月中間期から、「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年9月期 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)	平成20年9月期 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
経常収益	11,989	11,400
資金運用収益	9,977	9,876
(うち貸出金利息)	(8,656)	(8,518)
(うち有価証券利息配当金)	(1,180)	(1,253)
役員取引等収益	1,234	1,068
その他業務収益	311	382
その他経常収益	464	72
経常費用	10,909	11,616
資金調達費用	1,270	1,648
(うち預金利息)	(1,252)	(1,561)
役員取引等費用	1,022	926
その他業務費用	408	99
営業経費	7,288	6,749
その他経常費用	920	2,192
経常利益	1,079	△ 216
特別利益	42	168
特別損失	936	308
税引前中間純利益	186	△ 357
法人税、住民税及び事業税	17	13
法人税等調整額	10	△ 44
法人税等合計		△ 31
中間純利益	158	△ 325

(注) 平成20年9月中間期から、「法人税等合計」を表示しております。

中間株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金							
					圧縮記帳 積立金	退職積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成20年3月31日 残高	12,044	9,251	9,251	2,611	203	354	16,254	△ 6,779	12,645	△ 225	33,714	
中間会計期間中の変動額												
剰余金の配当	-	-	-	50	-	-	-	△ 303	△ 252	-	△ 252	
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	△ 325	△ 325	-	△ 325	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 3	△ 3	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	△ 0	△ 0	1	1	
退職積立金の取崩	-	-	-	-	-	△ 354	-	354	-	-	-	
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△ 7,000	7,000	-	-	-	
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	89	89	-	89	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	50	-	△ 354	△ 7,000	6,815	△ 488	△ 1	△ 490	
平成20年9月30日 残高	12,044	9,251	9,251	2,662	203	-	9,254	36	12,156	△ 226	33,224	

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残高	△ 2,850	0	3,699	849	-	34,564
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 252
中間純利益	-	-	-	-	-	△ 325
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△ 3
自己株式の処分	-	-	-	-	-	1
退職積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	89
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△ 2,512	△ 0	△ 89	△ 2,601	12	△ 2,588
中間会計期間中の変動額合計	△ 2,512	△ 0	△ 89	△ 2,601	12	△ 3,079
平成20年9月30日 残高	△ 5,362	0	3,609	△ 1,752	12	31,484

## 平成20年度中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
(追加情報)  
変動利付国債の時価については、従来、市場価格を時価としておりましたが、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しいこと等から、市場価格を時価としてみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によって時価評価しております。  
これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、中間貸借対照表の「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は1,250百万円増加しております。
  - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物：39年～47年  
その他：5年～6年
  - 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 繰延資産の処理方法  
社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸

倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：発生年度一括損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理

なお、会計基準変更時差異（6,151百万円）については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。ただし、平成14年度に厚生年金基金の代行部分返上を行ったため、当中間会計期間の費用処理額は128百万円となっております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しておりますが、平成20年5月15日開催の取締役会において平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当中間会計期間末現在の未払額204百万円を「その他の負債」として計上しております。

### (5) 預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

### 7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 9. ヘッジ会計の方法

(為替変動リスク・ヘッジ)

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

## 平成20年度中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は48百万円、「その他負債」中のリース債務は51百万円増加しております。

なお、損益に与える影響は軽微であります。

## 表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

## 平成20年度中間注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 318百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,370百万円、延滞債権額は47,026百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,090百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,488百万円であります。なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,325百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	9,100百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,521百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券17,089百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金等は1,182百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件については違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は91,435百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが90,688百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 11,456百万円

10. 社債は、劣後特約付社債であります。

11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,527百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は500百万円であります。

（中間損益計算書関係）

- 減価償却実施額は次のとおりであります。
 

有形固定資産	336百万円
無形固定資産	22百万円
- その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,585百万円、株式等償却384百万円、貸出金償却4百万円及び金銭の信託運用損122百万円を含んでおります。
- 特別利益には移転補償金125百万円、役員退職慰労引当金戻入額31百万円及び固定資産処分益8百万円を含んでおります。
- 特別損失は、減損損失293百万円、固定資産処分損14百万円であります。

なお、減損損失の内容は以下のとおりであります。

地域	主な用途	種類	減損損失
高知県内	営業店舗	土地	46百万円
		建物	10百万円
香川県内	営業店舗	土地	175百万円
		建物	17百万円
東京都内	社宅	土地	7百万円
		建物	36百万円

当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

当中間会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、その帳簿価額を回収可能額まで減額し293百万円の減損損失を特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は、資産の重要性を勘案し不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを5.2%で割り引いて、それぞれ算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度	当中間会計期	当中間会計期	当中間会計期	摘要
	末株式数	間増加株式数	間減少株式数	間末株式数	
自己株式					
普通株式	1,348	29	9	1,368	（注）
合計	1,348	29	9	1,368	

（注）自己株式における普通株式の増加株式数29千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数9千株は、買取請求に対応したものであります。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

（ア）有形固定資産  
主としてATMであります。

（イ）無形固定資産  
該当ありません。

② リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（2）通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

取得価額相当額	
有形固定資産	2,045百万円
無形固定資産	－百万円
合計	2,045百万円

減価償却累計額相当額	
有形固定資産	1,398百万円
無形固定資産	－百万円
合計	1,398百万円

減損損失累計額相当額	
有形固定資産	－百万円
無形固定資産	－百万円
合計	－百万円

中間会計期間末残高相当額	
有形固定資産	647百万円
無形固定資産	－百万円
合計	647百万円

（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	
1年内	381百万円
1年超	266百万円
合計	647百万円

（注）未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	
	－百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	
支払リース料	205百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円
減価償却費相当額	205百万円
減損損失	－百万円

・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

2. オペレーティング・リース取引

該当ありません。

（重要な後発事象）

該当ありません。

（その他）

該当ありません。